

宮 又 第 401 号
令和 5 年 12 月 15 日

宮崎市学校体育施設開放事業使用団体 各位

宮崎市長 清山 知憲
(公 印 省 略)

学校体育施設開放事業の利用ルールについて（通知）

日頃より学校体育施設開放事業にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

標題の件につきまして、本市では、学校体育施設の円滑な利用を促すため、定期的に利用される方を対象に、年間を通じて利用時間や面数を仮押さえする年間調整を導入しております。

年間調整は定期的に利用することを前提として仮押さえをするものであり、年間調整団体が入っている時間帯は、原則その他の団体が利用できない状態となります。このことから、年間調整で仮押さえしているが3ヶ月連続で利用がない、もしくは、極端に利用率の低い団体については、当事業の趣旨である「施設の有効活用」から逸脱した状況となってしまうため、空き時間利用へ変更いただくこととなります。

また、年間調整はあくまで仮押さえのため、必ず事前に公共施設予約案内システム又は利用許可申請書にて予約を行ってください。（予約を入れずに利用した場合は無断利用と見なされます。）

運営側のお願いにご協力いただけない場合は、今後学校施設の利用をお断りする可能性がございますので、ご了承ください。

なお、施設に空きがあれば、1週間のうちで複数回の利用を認めているところですが、新規団体の利用希望があった際は、利用日の調整にご協力をお願いいたします。

その他の学校施設利用のルールは別紙に記載しているとおりですので、内容を必ずご確認ください。

多くの方にご利用いただくための対応となりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

【文書取扱】

観光商工部スポーツランド推進課

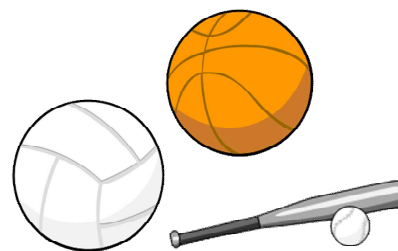
TEL : 0985-20-5151

FAX : 0985-20-5171

E-mail : 17kankou@city.miyazaki.miyazaki.jp

利用団体の皆様へ

※代表者変更される場合、新代表者の方へお渡しください



1. 学校体育施設開放事業の**基本ルール**

◎団体登録に関すること

- ①毎年、学校ごとに団体登録が必要です。
- ②市内在住・在勤・在学の人で構成される原則 10 名以上の団体のみ登録可能です。
- ③原則、複数の学校に登録できません。ただし、施設が空いていれば登録可能です。
- ④**原則、一般（大人）の団体は週 1 回、児童生徒が主な団体は週 2 回までの利用です。**
施設が空いていれば原則以上の利用も可能ですが、**新規団体が優先されます。**
- ⑤既存登録団体に既得権はありません。年間調整会議の中で協議の上、利用時間の調整を行っていただきます。

◎利用に関すること

- ①学校教育活動、部活動、地域活動が優先です。
- ②予約時間は**準備、活動、片付けまで含めた時間**です。予約時間を厳守してください。
- ③活動中の事故等は利用者が一切の責任を負い、教育委員会、学校等の管理者は責任を負いません。事故に備えてスポーツ安全保険等の傷害保険へ加入してください。
※施設や備品を破損した場合は必ず学校とスポーツランド推進課へ連絡を！
- ④利用前に公共施設予約案内システム又は申請書で予約を行ってください。
- ⑤利用後は日誌を記入してください。施設を清掃し、施錠・消灯を確認してください。
- ⑥使用料を滞納した場合、利用制限等を行います。**使用料未納団体は次年度利用できません。**
- ⑦学校内は敷地内禁煙です。施設内飲食は許可がない限り禁止です。
- ⑧利用後の**現状復旧を徹底**してください。
 - ・学校の施設や設置物を無許可で撤去又は変形させる等の行為は厳禁
 - ・団体の私物（ボール等）で古くなった物は、放置せず各団体が責任を持って処分する
 - ・学校の備品等を使用した際は、必ず元の位置へ戻す

2. **利用前**の注意事項

- ①年間調整の日時は、『仮押さえ』の状態です。必ず利用前にシステム又は窓口で予約してください。→システムでの予約は、原則、利用日の**3日前までに入力**してください。
- ②年間調整で決めた日時以外を利用したい時は、必ず学校に許可を得てください。
年間調整団体や学校行事が入っている可能性がございますので、公共施設予約案内システム上の空き状況で判断されないようご注意ください。

3. **利用後**の注意事項

- ①毎月、利用日誌を基に、全団体の予約状況を確認し、使用料を確定しています。
- ②雨天（屋外の場合）や学校行事、台風など利用団体の責めに帰さない場合はキャンセル料がかかりません。日誌に理由を記入してください。
※利用日誌の誤記入が散見（別団体の日誌への誤記入、利用日時の誤記入）されます。
※**日誌に記入されている時間帯は使用料を徴収**しますので、日誌に誤記入がないか月末に確認をお願いします。

裏面へ続く

4. 開放時間と使用料・キャンセル料

開放施設	開放日	開放時間	区分	使用料（1時間につき）	
体育館 武道場	土曜日・日曜日及び休日	午前8時から午後10時まで	体育館 武道場	児童生徒	1団体につき100円
	上記以外の日	午後6時から午後10時まで		一般	1団体につき200円
運動場	土曜日・日曜日及び休日	午前6時から午後7時まで	運動場	児童生徒	1団体につき50円
	上記以外の日	午前6時から午前7時30分まで 午後5時から午後7時まで		一般	1団体につき100円

使用日の2ヶ月前	14日前	7日前	使用日
使用料の20%徴収	使用料の50%徴収	使用料の100%徴収	

予約を取り消す際、**使用料の一部又は全額をキャンセル料として徴収**しています。キャンセル料の割合は上記のとおり取消日に応じて変わります。

※使用団体に責任のない取消（学校・地域行事など）は、使用料を徴収しません。

★その他

皆様に納めていただいた使用料は、学校施設の光熱水費や学校体育施設開放事業費、小学校体育アシスタント事業などの子どものスポーツ等関連事業に充てられております。

■施設・備品を破損した時は

必ず学校とスポーツランド推進課に連絡してください。原則、団体の責任において弁償、または破損個所の修繕を行っていただくことになります。スポーツ安全保険に加入している場合、怪我の補償に加え、施設を破損した場合の修繕等に保険を適用できる可能性があります。



学校体育館の破損状況です。ひどい場合は**開放中止**を検討せざるを得ないので事故時は必ず連絡してください！

■マチコミメールについて

配信サービス「マチコミ」を利用し、学校行事等で利用できない日などの学校開放に関するお知らせを配信していますので登録をお願いします！登録方法のマニュアルは、学校に設置した利用日誌ファイルの後方に綴じています。施設利用時にご確認ください。

■年間調整の整理について

年間調整で利用団体が決まった時間帯は、他の団体の利用に制限をかけております。希望する方に広くご利用いただくため、**3ヶ月連続で利用がない、もしくは、極端に利用率の低い団体については、年間調整から外れていただき、空き時間での利用となりますのでご了承ください。**

【問合せ先】観光商工部スポーツランド推進課市民スポーツ推進係
TEL：0985-20-5151
メール：17kankou@city.miyazaki.miyazaki.jp